

**総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する等の省令案に対する
意見募集の結果**

令和元年 12 月
総務省

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 『省令案』のうち、『2. 内容』「電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合」について個人の意見を提出する。 2. 省令案では、「申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合」及び「申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると行政機関等が認める場合」には、従来の申請等形式のままとなっている。 3. 省令案は、情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるように情報通信技術を活用した行政を推進しようという『情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律』の立法趣旨に反している。 4. 省令案は、国民の目に触れないまま従来の申請等形式を認めるため透明性が欠如し、また、安易に認めることで従来の申請等形式がそのまま固定化してしまう懸念がある。 5. 従来の申請形式を残す際には、事前に広く国民の声を求めるパブリックコメントの実施を省令案に明記するように求め 	<p>新法第 6 条第 6 項に規定する申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、新法の規定における例示に沿って、申請者等の属性等から特に対面での追加的な確認が必要である場合や、膨大な図面などをスキャンしてデータで申請させることでかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て真にオンライン化になじまない行政機関等が認める場合に限定することとしており、新法の趣旨に合致するものと考えております。</p> <p>デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、行政手続のオンライン化原則の実現に向けて、御意見については、今後の検討を行う上で、参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>る。</p> <p>6. 上述パブリックコメントを実施する際に、認めようとする申請等の一つひとつについて「従来の申請形式を残す理由」を詳細に国民に提供すべきである。</p>		
2	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル手続法による改正後の行政手続オンライン化法（以下「新法」という。）は、行政手続のオンライン化や添付書面等の撤廃等を実現するためのものである。本施行規則改正案では、新法第6条第6項及び第7条第5項により、申請等及び処分通知等における対面による本人確認及び書面の原本確認が必要な場合について「困難または著しく不相当と認める部分がある場合」を定めるとされている。 ● これは、デジタルファーストを追求する新法における例外として「部分的にオンライン化ができない場合」を定めるはずのものであるが、本案の包括的な規定ぶりでは、所管省庁等の行政機関が、安易にオンライン化ができない場合を認める事態になりかねない。そこで、新法の思想のとおり、「部分的にオンライン化ができない場合」を最小限にとどめ、意味のあるオンライン化実現に向けた継続的な見直しを担保するため、次の事項を要望する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 本施行規則改正案に基づき、行政機関等が部分的にオンライン化できない場合として認めるものについて、具体的な基準を定めるガイドライン等を、民間有識者並びに影響を受ける民間企業及び地方自治体の参画の下に策定し、パブリックコメントに付すこと。 2. 実際に部分的にオンライン化できないとされた手続を、所管部局及び類似手続ごとに比較可能な一覧で公表すること。 3. ガイドライン等の改訂や部分的にオンライン化できない手続の定期的な見直しについては、民間企業や国の出先機関・地方自治体など、当該手続に関連する実務に詳しい者と議論を 	<p>新法第6条第6項に規定する申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、新法の規定における例示に沿って、申請者等の属性等から特に対面での追加的な確認が必要である場合や、膨大な図面などをスキャンしてデータで申請させることでかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て真にオンライン化になじまないと行政機関等が認める場合に限定することとしています（新法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合についても同様）。</p> <p>その他の御意見も含め、デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、行政手続のオンライン化原則の実現に向けて、御意見については、今後の検討を行う上で、参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>尽くすこと。</p> <p>4. 当該見直しに当たり、行政機関内におけるフォローアップ調査や新たな棚卸作業が、単なるペーパーワークとなったり、各省庁職員の過重な負担となったりしないよう、Excel ファイル等による調査・公表ではなく、各省庁職員の担当者が直接 Web 上で入力すれば進捗率が更新されるようなシステムを用いたりデザインの専門家に公表資料作成を委託したりするなど、効率的に管理作業を行い、各省庁職員がオンライン化の実現に向けた本来業務に注力できるような体制を構築すること。</p> <p>5. オンラインで完結しない行政手続の中には、民間企業にとって影響の大きなものがある。それらの特定の手続については、具体的なオンライン化の内容と工程を end-to-end で検討するため、行政機関等のリソースだけで考えず、民間企業と共創して業務改革・システム改修を進めること。例えば、電子政府の総合窓口（e-Gov）の 2020 年秋の刷新に当たっては、総務省において、弊社を含むユーザ企業や業務ソフトベンダとともに仕様を検討するなど、形式よりも実質的な対話を重視し、民間からの意見を積極的に取り入れていただいた。このような方法で行政手続のオンライン化を進めれば、社会的なコストが少なく、より意味のあるオンライン化が進められると考える。</p>		
3	<p>改正概要（2. 内容）については、「デジタル手続法」についての対応としては、特段問題無いものと思われたが、本人確認の方法及び本人確認のアップデート（定期的及びそれ以外の必要時の情報更新・再確認）については、政府として、不適切な事態が発生しないよう、配慮していただきたいと考える。</p>	<p>オンラインで行政手続が行われる場合の本人確認に関し、技術革新に対応したセキュリティ対策、個人情報保護等の個人の権利利益の保護のための措置が講じられるよう、御意見については、今後の検討を行う上で、参考とさせていただきます。</p>	無
4	<p>1. デジタル化を阻害する「対面原則、書面原則、押印原則、印紙原則及び書式・様式原則」の完全撤廃によるデジタル完結</p>	<p>御意見については、デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバ</p>	無

<p>の徹底。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 各行政機関での個別判断でデジタルファーストの例外を安易に認めうる省令案の規定の文言の全部削除。 3. 上記1. の達成状況を行政機関等ごとに公表し、政府の強力なリーダーシップで完全達成に向けて進捗管理する仕組みの法定化。 4. デジタル手続き法の趣旨と累次の成長戦略の趣旨を踏まえ、法令に基づく民間手続きについてもデジタル完結を徹底させるべく、各行政機関が所掌する当該法令をもれなく改正。 5. デジタル完結の方法は、技術の最新動向や民間事業者の創意工夫を生かしたものとすることとすること。その他、行政手続きのBPRを実施することや利便性向上のためにAPI開放等を行うこと。 6. 地方公共団体の行政手続きのオンライン原則化は、デジタル手続法上努力義務化にとどまるため、さらに進めるための枠組みを構築するべき。 <p>【意見詳細・補足】</p> <p>○上記意見1、2及び3について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● デジタル手続き法の規定や政府の累次の成長戦略等での基本方針等に基づき、行政手続きのデジタルファーストとデジタル完結の趣旨が既に規定されている。 ● したがって、その内容を一刻も早く徹底させ実装させることこそが必要不可欠であり、その仕組みを法定化させることで加速化させることが必要不可欠である。 ● その観点から、「対面原則、書面原則、押印原則、印紙原則、様式・書式原則」といった規制と規定、つまりデジタル化を阻害する規制と規定は、完全に漏れなく撤廃するべきことは、一丁目一番地の政策である。 ● デジタル化に関する以下の例外規定、つまり、「新法に規定す 	<p>メント実行計画に基づき、行政サービスのデジタル化や法令に基づく民間手続きのデジタル化を今後推進する上で、参考とさせていただきます。</p>	
--	--	--

<p>る申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分」の例示規定と「新法に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分」の例示規定の書きぶり案は、対面書面原則等が必要であると行政機関等が認める場合という意味合いに過ぎない。これは、単なる同語反復であり全く無意味な規定である。この案のままでは、各行政機関等に安易な例外を残すことを一任してしまうことになり、かえって行政のアナログの状況を固定・強化してしまい、デジタルファースト・デジタル完結という政府の成長戦略やデジタル手続き法の本来の趣旨とは明らかに逆行する。したがって、この例外規定は、著しく不相当であり認めるべきではないので、すべて削除すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 進捗管理のために、具体的なオンライン化状況を行政機関等毎に明らかにすべきである。※ I T戦略本部の棚卸結果を解析したところ、官民間の行政手続きのオンライン化状況は約3割にとどまっている。 ● その他、新経済連盟の以下の提言の18頁、32頁等を参考にすべきである。 <p>https://jane.or.jp/assets/img/pdf/Digital_Firs20180619.pdf</p> <p>○上記意見4. について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新経済連盟の以下の提言の12-14頁等を参考にすべきである。 <p>https://jane.or.jp/assets/img/pdf/Digital_Firs20180619.pdf</p> <p>○上記意見5. について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新経済連盟の以下の提言の17頁、19, 20頁等を参考にすべき 		
---	--	--

	<p>である。 https://jane.or.jp/assets/img/pdf/Digital_Firs20180619.pdf</p> <p>○上記意見6. について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済財政諮問会議の場での総理発言によれば、「地方自治体については、国の後押し の在り方を含め、これまでの延長線ではない抜本的な加速・強化が必要」とある。 <p>○その他、全般的に以下の当連盟のデジタルファーストに関わる提言を参考にすべきである。 https://jane.or.jp/proposal/pressrelease/6886.html https://jane.or.jp/proposal/advocacy/9000.html</p>		
5	<p>1. 新法第6条第6項及び第7条第5項について</p> <p>本施行規則案において、「新法第6条第6項の規定に基づき、申請等に関し、対面により本人確認をするべき事情がある場合、原本を確認する必要がある場合その他のオンラインで申請等を行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合（部分的にオンラインで行うことができない場合）について定める。」及び「新法第7条第5項の規定に基づき、処分通知等に関し、対面により本人確認をするべき事情がある場合、原本を交付する必要がある場合その他のオンラインで処分通知等を行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合（部分的にオンラインで行うことができない場合）について定める。」とある。</p> <p>そもそも、本法令においては、「デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する」ことを含めたデジタル化の基本原則を定めるものである。そうすると、所管官庁においても、簡単には例外処理を行い書面での手続を残すことができる政省令の整備は不適切である。特に上記の規定案は、所管官庁の判断によって、対面本人確認や原本書面の確認が必要と認め</p>	<p>新法第6条第6項に規定する申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、新法の規定における例示に沿って、申請者等の属性等から特に対面での追加的な確認が必要である場合や、膨大な図面などをスキャンしてデータで申請させることでかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て真にオンライン化になじまない行政機関等が認める場合に限定することとしています（新法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合についても同様）。</p> <p>その他の御意見も含め、デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、行政手続のオンライン化原則の実現に向けて、御意見については、今後の検</p>	無

<p>ることでデジタル化の例外とすることが出来るものであるから、例外の拡大に対して抑止力を強化するための対応が必要と考える。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例外となり得るやむを得ない事例をガイドライン等で具体的に列挙する（この列挙内容も、真に合理的な場合にのみ限定される必要がある） ● 行政機関等が例外に該当すると判断した場合には、その根拠として、上記の事例に該当することの説明義務を負う ● 上記の説明は、民間議員を含むメンバーで構成される場において、十分な議論を尽くすことによって為されるものとする <p>また、例外に該当する事由は時の経過（当該手続に関する環境や他象徴との共通システムも含めたシステム整備状況の変化等）によって変わりうるものと考えられるため、一度例外に該当すると判断したものについても、定期的に棚卸しと再検討を行う制度設計とするべきである。</p> <p>このプロセスは、手続毎のデジタル化の詳細な線表（期限と責任部署の明記）を元に行われ、国民に対してオープンなものとし、省庁の中に閉じないことが重要であると考ええる。</p> <p>そもそも、行政手続のデジタル化に際しては、現状の行政手続の網羅的な棚卸しが重要である。単に手続を列挙するのではなく、それぞれの手続を（書式・様式ではなく）標準化されたデータの集合として定義し直すことで、既に所管官庁で保有している情報との重複や、他省庁で保有している情報との重複が発見され、バックヤード連携の推進につなげることが出来る。単なる例外管理ではなく、上記の視点を持って、所管官庁に閉じずに国民にとって意義のある手続コスト削減や利便性向上をゴールに設定して議論をすすめることが必要である。</p>	<p>討を行う上で、参考とさせていただきます。</p>	
---	-----------------------------	--

<p>2. 具体的なデジタル化の手続の内容について</p> <p>デジタル化にあたっては、利用者の利便性向上が、全体としてのデジタル手続利用増加と、これによる行政効率増加、行政へのデータ蓄積、費用削減のためにも非常に重要となる。この視点で考えた場合に、形式的にデジタル化を実施するだけでなく、使いやすいインターフェースを備えているか、また相互運用性ないし拡張性が確保できているかといった観点は不断の見直しが必要である。</p> <p>そして具体的な手続の内容としても、一旦 ID・パスワード等を主として採用することとしても、今後の技術・ビジネスの進展を踏まえ、生体認証、ID 連携等の手法により実施できる余地を十分に確保できる政省令及びガイドライン等の整備が必須と考える。</p> <p>3. 今後の議論への民間企業の参画について</p> <p>当協会は、ベンチャー会員 127 社及び法人会員 256 社（2019 年 10 月末時点）の Finech 企業、金融機関や事業会社等の会員がある。いくら会員各社のサービスのユーザ体験を改善しても、行政への申請等や行政からの通知等が部分的にでもデジタル化されていなければ、end-to-end でのユーザ体験の改善には限界がある。行政手続のデジタル化は、各社のサービスに対するインパクト、ひいては各社サービスのユーザに対するインパクトが極めて大きいため、ぜひ全面的に電子化を進めて頂きたい、また必要に応じて、当協会も、コスト試算や実務上の課題の提出に最大限協力する所存であるので、具体的に検討を進める際に議論に参画させて頂くことを強く希望する。</p>		
--	--	--

○提出意見数：5 件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

※上記の提出意見のほか、意見募集対象について全く言及しておらず、無関係だと確実に判断されるものが 2 件ございました。